

衆議院 財務金融委員會 會議録 第六号

令和二年二月二十八日(金曜日)

午後零時五十分開議

出席委員

委員長 田中 良生君
理事 あかま二郎君 理事 井林 辰憲君
理事 うへの賢一郎君 理事 津島 淳君
理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君
理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君
理事 石崎 徹君 理事 今枝宗一郎君
理事 勝俣 孝明君 理事 門山 宏哲君
理事 小泉 龍司君 理事 高村 正大君
理事 國場幸之助君 理事 鈴木 隼人君
理事 田野瀬太道君 理事 高木 啓君
理事 武井 俊輔君 理事 辻 清人君
理事 古川 慎久君 理事 本田 太郎君
理事 牧島かれん君 理事 宮澤 博行君
理事 宗清 皇一君 理事 山田 賢司君
理事 岸本 周平君 理事 海江田万里君
理事 階 猛君 理事 櫻井 周君
理事 日吉 雄太君 理事 森田 俊和君
理事 石井 啓一君 理事 清水 忠史君
理事 青山 雅幸君 理事 串田 誠一君

内閣総理大臣 安倍 晋三君
財務大臣 麻生 太郎君
國務大臣 (金融担当) 遠山 清彦君
財務副大臣 井上 貴博君
財務大臣政務官 増島 稔君
政府参考人 (内閣府政策統括官) 中島 淳一君
政府参考人 (金融庁企画市場局長) 栗田 照久君
政府参考人 (金融庁監督局長)

政府参考人 (カシノ)管理委員会事務局 堀 誠司君
監督調査部長
政府参考人 (財務省大臣官房長) 茶谷 栄治君
政府参考人 (財務省大臣官房公文書監 上羅 豪君)
政府参考人 (財務省大臣官房公文書監 理官) 上羅 豪君
政府参考人 (財務省主税局長) 矢野 康治君
政府参考人 (財務省主税局長) 田島 淳志君
政府参考人 (国税庁次長) 田島 淳志君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 玉上 晃君)
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 官) 玉上 晃君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房生活 浅沼 一成君)
政府参考人 (厚生労働省大臣官房生活 衛生・食品安全審議官) 浅沼 一成君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房高 齢・障害者雇用開発審議 官) 達谷庸庸野君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議 官) 本多 則恵君
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君
財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

二月二十八日

補欠選任 武井 俊輔君 高木 啓君

同日 補欠選任 高木 啓君 武井 俊輔君

二月二十八日

消費税率5%への引下げに関する請願(赤嶺政 賢君紹介)(第一号)
同(笠井亮君紹介)(第二号)

同(穀田恵二君紹介)(第三号)

同(志位和夫君紹介)(第四号)

同(清水忠史君紹介)(第五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六号)

同(田村貴昭君紹介)(第七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第八号)

同(畑野君枝君紹介)(第九号)

同(藤野保史君紹介)(第一〇号)

同(宮本徹君紹介)(第一一号)

同(本村伸子君紹介)(第一二号)

同(白石洋一君紹介)(第七五号)

所得税法第五十六条の廃止に関する請願(小沢 一郎君紹介)(第二二号)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボ イス制度の即時廃止を求めることに関する請願 (白石洋一君紹介)(第七三三号)

同(矢上雅義君紹介)(第七四号)

は本委員会に付託された。

二月二十六日

基礎的財政収支黒字化目標の撤廃を求めること に関する陳情書(宇都宮市川田町一〇八四の一 〇 及川裕之)(第七〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第三号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案 を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣 府政策統括官増島稔君、金融庁企画市場局長中島 淳一君、監督局長栗田照久君、カシノ管理委員会 事務局監督調査部長堀誠司君、財務省大臣官房長 茶谷栄治君、大臣官房公文書監理官上羅豪君、主 税局長矢野康治君、国税庁次長田島淳志君、文部 科学省大臣官房審議官玉上晃君、厚生労働省大臣 官房生活衛生・食品安全審議官浅沼一成君、大臣 官房高齢・障害者雇用開発審議官達谷庸庸野君、 大臣官房審議官本多則恵君、中小企業庁事業環境 部長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取いたし たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申出がありますので、順次 これを許します。海江田万里君。

○海江田委員 立憲民主・国民・社保、そして無 所属フォーラムの海江田万里です。

時間が十五分と限られておりますが、やはり、 きのうちからきょうにかけて、新型コロナウイルス の問題、新たな局面を迎えておりますので、最初 にそれだけ一つ質問をさせていただきたいと思っ ます。

先ほどの予算委員会、これは麻生大臣もお出 になつていて、私も野党から出されました組み 替えの動議、これが否決をされたところでありま す。これは国会が決めたことでありますから、そ のとおりだろうと思っておりますが、そうなりますと、 やはりこの緊急の新型コロナウイルスの対策につ いて、特に、きのうの夕刻には全国の小中高校の 春休みまでの休業、休校ということの要請を総理 がされました。それによっていろいろやはり混 乱も起きていますかと思っております。

観点から、売却益への課税強化を求める声が強くなっていますが、何らの改正も行われていません。NISA等の拡充は盛り込まれましたが、今後の資金が二十万円不足する問題や世代間格差の問題などは解決されていません。

所得税については、未婚の一人親世帯も寡婦控除の対象となり一歩前進しましたが、子供の人数の差異に対する必要な対応や多様な家族のあり方を支える観点からは、原案は不適当と言わざるを得ません。

最後になりますが、ことしこそ、日本人の格差是正や新時代の要請に応えるべく、税制による所得再配分機能や機動的な変革機能を強化して抜本的な見直しを行うべきであったのに、いまだにその議論を避け、その場しのぎの対応をとってきたのが今回の小粒の税制改正だったと言わざるを得ないということを上掲、私の反対討論とさせていただきます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 私、日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改定する法律案に反対の討論を行います。

財務省自身が作成した資料により、資本金が多い企業ほど租税特別措置や配当益金不算入などの優遇税制の適用割合が大きくなることが判明しました。二・三・二％の法人税率に対して、資本金百億円を超える大企業の実質負担割合は一三％にすぎないのであります。営業利益が伸びても税負担はふえない。余りにも不公平です。

本改定案はこうした大企業に対し更に優遇措置を講ずるものであり、反対します。

ベンチャー企業への投資を促進するオープンイノベーション減税が創設されました。しかし、企業は、利益になると判断すれば、減税制度がなくともみずから投資をします。十分な投資余力のある大企業にこれ以上の政策減税を行う必要は全くありません。

5G導入促進税制は大手通信キャリアへの大きな減税策となりますが、各社とも既にほぼ寡占状態の携帯事業で巨額の利益を上げており、早期整備を促すためとはいえ、財政投融資を使った低利の貸付けに加え、更に減税まですることには反対です。

今回、ソフトバンクグループが利用した租税回避手段について、防止する措置がとられました。しかし、これだけでは不十分です。大もとにある、外国子会社からの配当等益金不算入制度こそ廃止すべきです。政府は、二重課税を防止するために必要な措置だとしていますが、子会社の所在地の税率が日本国内よりも低い場合、その差額は課税されず、合法的な税逃れの手段として利用されているのが実態です。

研究開発減税や連結決算納税制度など、大企業優遇税制は正すべきです。企業版ふるさと納税の延長と拡充は、自治体に行った寄附について税の軽減効果を九割に引き上げるものであり、企業と自治体の癒着を生み出します。既に東京電力が原発立地自治体でこの制度を利用している実態を見ても明らかです。

今回の見直しで、非婚、離婚、死別を区別しないひとり親控除が創設されたことは前進です。しかし、国会で最初に我が党の箕輪幸代議員が要望してから三十九年。余りにも遅過ぎたと言わなければなりません。また、寡婦控除については、男性や非婚の女性に適用されないケースが残存することとなり、全面的な解決が求められていることを指摘しておきます。

以上、賛成できる内容はあるものの、全体として、大企業を優遇し、さらなる法人税の空洞化をもたらすものである本改定案には反対をいたします。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会の青山雅幸です。

会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案の主要と思われる点について討論をいたします。

まず、個人所得課税です。未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しについては、性別にかかわらず子育てを応援していくものであり、時代の要請に応じていく改正として評価できるものでございます。

ただし、世界的に間違いなく主流となっている共同親権制度を我が国にも導入してこそ、子供の貧困や虐待を防止することになるといって指摘もなされているところであり、そういったことも論理的な考えについて、次のステップの政治課題として与野党ともに意識し取り組んでいただくことも必要であることを強く申し添えさせていただきます。

次に、NISA制度の期間延長を柱とする改正についてであります。

この改正は地味に見えるものでありますけれども、実は極めて深い意義があるものと考えられるところでもあります。

欧米諸国と比べ、直近の十年間、日本人の金融資産は余り成長していません。アメリカはこの十年間で二・七倍、イギリスは二・三倍にふえているのに対して、日本は一・四倍と、厳然たる格差が生じています。その理由の大きなものが、運用リターンの低さです。アメリカのそれは実に二倍であるところ、日本は一・二倍にとどまっております。

その原因の一つが、金融抑圧政策、マイナス金利政策下において、預金金利がほぼゼロとなっている昨今においても、金融資産の運用先が現預金に半分以上当てられている現状があります。日銀や政府の金融政策に関する努力にもかかわらず、GDPの伸び率が芳しくなく、実質賃金も伸び悩んでいる現状、並びに、二〇五〇年に向けて、六

十五歳以上人口が今の三割から四割に増大し、十五歳から六十四歳の人口が逆に六割から五割に減少する未曾有の高齢化社会を迎えようとしている今、さきに示された年金に関する将来見通しのうち、予想される有力なシナリオは、現役世代の収入の四割程度の年金収入しか得られないという厳しい未来です。

さきの国会で話題になった年金二十万円問題は、行政庁が国民に率直な現実を提示したものでありましたけれども、残念ながらこの問題は政争の具となり、政治的課題として正面から取り上げられませんでした。

今回のNISA改正における期間延長は、将来への現実解の一つであります。もちろん、投資にはリスクもつきものですが、長期、分散投資は危険を分散し得るものであり、つみたてNISAは買い付け手数料がゼロの積立てに適した投資信託も用意されており、間接的ながらも国民の未来への選択肢を広げるものと言えます。

法人課税に関する租税特別措置に関しては、将来への成長に直結し得るものに絞って行うべきであり、特に消費増税という国民の皆様へ負担をお願いしたばかりの現在において、不公平感を払拭するためにも、必要かつ最小限のものにすべきであり、そういった観点からは、今回の改正はぎりぎり合格点というものであるでしょう。

以上をもちまして、所得税法の一部を改正する法律案について賛成の討論とさせていただきます。(拍手)

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。所得税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案の(賛成者起立)